

「熊野町防災・減災まちづくり条例（素案）」に対する意見を募集します

1 趣旨

平成30年7月豪雨は、土石流や浸水害等により尊い命を奪い、住家等にも大きな被害をもたらすなど、熊野町にとって過去に経験したことのない未曾有の災害となりました。また、近年の気候変動による大雨の頻度増加、台風の大型化などにより毎年、全国各地で大規模な災害が発生しています。

自然の猛威には、行政の防災力だけでは限界があります。そのため、このような災害から命を守るためには、町が行う「公助」だけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、地域で共に支え合う「共助」の取り組みが必要です。

町、町民、事業者、自主防災組織、関係機関等がそれぞれの役割を果たし、町全体で、協働により災害に強いまちづくりに取り組むために、「熊野町防災・減災まちづくり条例素案」を作成しました。この条例をより実効性のあるものにするため、町民のみなさんのご意見を募集します。

2 募集期間

令和2年1月1日（水）から令和2年1月20日（月）まで

3 対象

(1) 熊野町内にお住まいの方、通勤または通学をされている方

(2) 熊野町内に事務所（事業所）がある法人または団体

4 意見の応募方法

熊野町役場総務課窓口への持参、郵送、ファックスまたは熊野町ホームページのEメールのいずれかの方法により意見を提出することができます。

意見の提出に当たっては、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、性別、年代、住所（法人の場合は所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。

※様式は問いません。（ホームページからダウンロードすることもできます。）

(1) 窓口への持参、郵送またはファックスの場合

下記の提出先（熊野町役場）へ持参又は送付してください。（令和2年1月20日（月）必着）

※窓口への持参は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで

熊野町総務部総務課

住所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号（熊野町役場3階）

電話：082-820-5601 FAX：082-854-8009

(2) Eメールの場合

somu@town.kumano.hiroshima.jp まで送信してください。

※タイトルを「防災・減災まちづくり条例に関する意見」としてください。

5 条例素案の閲覧場所

(1) 熊野町ホームページ

(2) 熊野町役場総務課（熊野町役場3階）※閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで

5 その他

(1) お寄せいただいたご意見は、令和2年3月に制定予定の「熊野町防災・減災まちづくり条例」の策定にあたり、参考にさせていただきます。皆様から寄せられた意見は、取りまとめの上、それに対する熊野町の考え方とともに、後日、ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 意見に付して提出していただいた個人情報、熊野町防災・減災まちづくり条例」の策定の目的以外では一切使用しません。また、熊野町個人情報保護条例に基づき、収集した情報は厳重に管理します。